

お知らせ

今般、当社におきまして、中部国際空港における「PTB 地区エレベーター全面更新工事」の発注を予定しており、この業務を実施していただく方を、公募型指名競争方式により決定いたします。

つきましては、下記要領により競争参加希望者の募集を行います。

1. 発注案件の概要

(1) 件名

PTB 地区エレベーター全面更新工事

(2) 実施場所

愛知県常滑市中部国際空港 第1旅客ターミナルビル

(3) 業務の概要

本業務は中部国際空港において、PTB 地区のエレベーター全面更新工事を実施するものである。

(4) 調達概算数量

| 対象設備 | 数量 | 内容 | 既設仕様 |
|--------|----|------|---|
| エレベーター | 2 | 全面更新 | 用途：乗用 積載荷重：1,000 kg（15名） 速度：45m/min 停止階：2 停止（正面：3 階、背面：4 階） かご内寸法：間口 1,600mm×奥行 1,500mm 出入口：幅 1,600mm×高さ 2,100mm かご意匠（扉・壁）：ステンレス（パイブレーション） かご意匠（床）：石模様貼り その他：UD仕様（車椅子、視覚・聴覚障がい者対応等） |

(5) 業務期間

2027年10月1日より2029年3月31日まで

2. 発注手続き

公募型指名競争方式

3. 応募資格

競争参加招請者として選定されるためには、以下の特定条件および一般条件を全て満たす方に限らせていただきます。なお、応募は単体によるものとし、共同企業体での応募は認めません。

<特定条件>

- a. 拠点空港（空港法第4条）でエレベーター更新工事、または昇降設備の維持業務を実施した実績を有すること。
- b. 業務契約期間後20年間は、対象設備の維持業務（フルメンテナンス契約）の遂行が可能なこと。
- c. 愛知県、岐阜県、三重県に本店、支店、または営業所等を置くもの。または当業務の履行に際し、それに準ずる拠点を配置するもの。
- d. 業務契約期間内及び業務契約期間後の維持業務における対象設備の異常、故障発生及び人的事故時の対応は、「24時間365日」同一の連絡窓口とし、迅速に点検・保守員を現場に派遣し、速やかにこれを処理可能なこと。現場駆け付け時間は、事象把握から60分以内を目安とする。

<一般条件>

- a. 成年被後見人、被保佐人もしくは被補助人、または破産者で復権を得ない者でないこと。
- b. 中部国際空港株式会社および当社から競争参加制限の措置を受けている期間中の者でないこと。
- c. 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続開始の申し立て、または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者（更生、または再生の手続開始の決定がなされている者で履行不能に陥るおそれがないと当社が認めたものを除く。）でないこと。

4. 応募方法

(1) 競争参加応募用紙および暫定仕様書等の入手方法

競争参加応募用紙・暫定仕様書および本件に関する応募書類につきましては希望者に電子メールまたは当社指定のインターネット上のファイル送付サービスにて送付します。（当社窓口では、閲覧・配布しません。）応募書類等の入手を希望される方は、添付している「機密保持誓約書」に必要事項を記入し電子メールに添付頂き、下記のコンタクトポイントまで申し込んで下さい。（訪問・電話等による申し込みは受け付けません。）申し込み様式は任意としますが、必ず件名に「PTB 地区エレベーター更新工事」と明記（電子メールの件名に記載）の上、会社名・担当者名・住所・電話番号・電子メールアドレスを記入して下さい。

(2) 郵送申し込み方法

応募書類等の入手を希望される方は、添付している「機密保持誓約書」に必要事項を記入し、電子メールに添付頂き、電子メールまたはFAXにより、下記(6)に示す窓口（コンタクトポイント）まで申し込んで下さい。訪問、電話による申し込みは受け付けません。

申し込み書式は任意としますが、必ず「PTB 地区エレベーター更新工事 応募書類希望」と明記（電子メールによる場合は、件名にも記載すること）の上、会社名・担当者名・住所・電話番号・FAX番号・電子メールアドレスを記入して下さい。

なお、郵送希望の申し込み期限は、2026年6月26日（金）正午までとします。

(3) 競争参加応募用紙および暫定仕様書等の入手希望受付期間

2026年6月8日（月）から2026年6月26日（金）まで

平日 午前9時～正午、午後1時～午後5時
なお、土曜日、日曜日及び祝祭日は取り扱いません。

(4) 応募手続きに用いる言語、通貨及び単位

日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51条）

(5) 関係法規

日本国内の関連法規・条例

(6) 本件に関する窓口（コンタクトポイント）

中部国際空港株式会社 財務部 調達グループ

TEL 0569-38-7778 FAX 0569-38-7855

E-mail: cjiac-procurement@cjiac.co.jp

〒479-8701 愛知県常滑市セントレア一丁目1番地

第1セントレアビル6階

5. 応募書類の提出期限

応募書類は、4. (6)に示す窓口（コンタクトポイント）へ持参もしくは郵送等によるものとします。2026年7月3日（金）午後5時までに窓口（コンタクトポイント）へ必着。

6. 競争参加招請者の決定等

(1) 参加招請者の決定

- ① 応募資格を満たし、後記「8. 失格条件」に該当しないことを当社が判断した応募者は、競争参加招請者として選定されます。
- ② 応募資格を満たしていても当社が資力・信用の状態において不相当と判断した者については、競争参加招請者として選定しないことがあります。
- ③ 応募者多数の場合は、応募資格〔特定条件〕での実績について客観的に評価し、数社に絞り込むことがあります。
- ④ 競争参加者として招請した者について、破産、または会社更正もしくは民事再生の申し立てがあった場合は、その者に対する招請を取り消します。

(2) 通知並びに公表の時期および方法

競争参加招請者として選定された方については、5. の応募書類の提出期限から概ね10日以内に「見積依頼書」等の書類とともに通知します。

なお、競争参加招請者の選定から漏れた方にもその旨のご連絡をいたします。

また、応募者が当社に提出した一切の書類は返却いたしませんので、あらかじめご承知おき願います。

7. 契約の相手方の決定方法等

(1) 契約の相手方の決定方法等

競争参加招請者数が4社以上であった場合、見積価格上位社（原則3社）を価格交渉の相手方とします。同評価者が複数いる場合は等しく価格交渉の相手方とします。選定された競争参加招請者と各々見積内容確認を行い、再度見積書等（以下、「再見積書」という。）を提出していただきます。再見積書において、最低額の見積を提出した競争参加招請者を契約交渉の相手方とします。見積内訳の内容を精査のうえ、単価、契約金額、その他の契約条件について交渉し、合意すれば契約の相手方とします。なお、合意に達しない場合は、評価が次に優れた競争参加招請者と交渉します。

競争参加招請者数が3社以下であった場合、最低額の見積を提出した競争参加招請者を契約交渉の相手方とします。同評価者が複数いる場合は等しく価格交渉の相手方とし、各々見積内容確認を行い、再見積書を提出していただきます。再見積書において、最低額の見積を提出した競争参加招請者を契約交渉の相手方とします。見積内訳の内容を精査のうえ、単価、契約金額、その他の契約条件について交渉し、合意すれば契約の相手方とします。

(2) 結果の通知等

契約相手の決定後、インターネットの当社ホームページにて契約相手名を公表いたします。

8. 失格条件

- (1) 提出書類に虚偽の記載のあるもの。
- (2) 提出期限内に提出されなかったもの。
- (3) 評価結果に影響を与えるよう、工作が行われたもの。
- (4) 所定の方法以外で、関係者に直接、間接を問わず質疑し、もしくは指導を求めたもの。
- (5) 暴力団関係者、またはその他反社会的暴力活動を行う団体の関係者およびそれらの者と親交のある者であることが判明したもの、またはその疑いが認められたもの。

なお、中部国際空港株式会社および関連会社では、調達の基本方針として発注手続きに対する不透明な働きかけや、不正な手続きの一切の排除を掲げており、これらが行われたと認められる場合、厳しくこれを排除するべく必要な措置を講じます。

9. 不正な共同行為に関する提供情報への対応

競争参加者間で事前に不正な取り決めが行われている等の情報が当社に寄せられ、その情報が見積合わせの結果と一致した場合等、当社が不正の事実があったと疑うに足りる十分な理由があると判断した場合については、原則として契約相手の選定手続きを一旦中止し、発注方法等を変更したうえで、契約相手を選定します。

10. その他

応募に必要な費用、見積書、技術資料の作成、提出及び説明に関する一切の費用は応募者（競争参加招請者）の負担とします。

年 月

機密保持誓約書

中部国際空港株式会社
中部国際空港エネルギー供給株式会社
中部国際空港テクニカルコネクト株式会社
中部国際空港旅客サービス株式会社

御中

会社名 _____
所在地 _____
役職名 _____
氏 名 _____ 印

当社は、貴社が保有する秘密情報の開示を受けるにあたり、情報保護の重要性を認識し、情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講じるとともに、個人の権利利益を侵害することのないよう、以下の事項を厳守することを誓約いたします。

1 本誓約書での秘密情報とは以下のものであることに同意致します。

貴社が当社に開示するすべての情報および当社が貴社からの依頼または指示もしくは貴社との契約（以下「本件業務」という。）の遂行上知り得た貴社の情報。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は除くものとします。

- (1) 開示の時点ですでに公知の情報、または当社の責によらずして公知となった情報
- (2) 当社が事前に貴社の承認を得て公開した情報
- (3) 第三者から守秘義務を負うことなく当社が正当に入手した情報
- (4) 開示時点ですでに当社が適法に保有している情報
- (5) 秘密情報に依存することなく、当社が独自に創作した情報

なお、前項各号に掲げる情報が、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号、以下「個人情報保護法」という。）第 2 条第 1 項に定義される「個人情報」に該当する場合には、かかる情報は非公開のものであるか否かを問わず、秘密情報として取り扱うものとします。

2 当社は、紛失、改竄、破棄、漏洩がないよう善良なる管理者の注意をもって秘密情報を保管管理するとともに、秘密情報について厳に秘密を保持致します。

- (1) 当社は、秘密情報を本件業務の遂行以外の目的に使用致しません。
- (2) 当社は、本誓約書の記名押印者を、当社における秘密情報の取扱責任者とします。また、取扱責任者に変更があった場合はその役職の後任に当たる者を取扱責任者とします。

- (3) 当社は、秘密情報を示す必要のある当社の役員および従業員のみ秘密情報を開示するものとし、当該役員および従業員に対して、本誓約書に定める秘密保持義務と同等の義務を遵守させます。
- (4) 当社は、秘密情報を取り扱う場合、個人情報保護法その他関係法令を遵守致します。
- (5) 当社は、秘密情報を取り扱う場合、貴社の情報セキュリティに関して本誓約書および本誓約書に規定するもの以外で貴社が要求する事項を遵守致します。
- 3 当社は、秘密情報を、貴社が承諾した場合を除き、第三者に開示、漏洩致しません。また、当社が、貴社の承諾を得て第三者に秘密情報を開示する場合は、本誓約書で規定される秘密情報の取り扱いに関して、本誓約書で規定される秘密情報の取り扱いと同一の取り扱いを当該第三者に遵守させます。
- 4 当社は、貴社の指示があった場合、または貴社により許可された場合を除き、秘密情報を、複写および複製致しません。
- 5 当社は、貴社から要求があった場合、もしくは本件業務が終了したときは、秘密情報および秘密情報にかかる複製物を、貴社の指示に従って、速やかに返却または消去もしくは破棄致します。消去または破棄は安全かつ確実な方法により行うこととし、その責任は当社が負います。また、秘密情報または秘密情報にかかる複製物を消去または破棄した場合は、その事実を貴社に報告いたします。
- 6 貴社が、秘密情報の保護のために、当社の秘密保持体制等の審査をする必要があると認めるときは、当社はこれに協力致します。また、貴社が秘密情報の取り扱いに関する報告を求めるときは、当社はこれに応じます。
- 7 当社は、秘密情報の取り扱いについて、本契約に違反する行為または情報漏洩・滅失・改ざん等の事件・事故が発生した場合、または発生するおそれがあることを知った場合は、すみやかに開示者に報告すると共に、損害の拡大を防止し、また当該違反を是正するために実行可能な最大限の措置を講じます。
- 8 当社は、本誓約書に定める義務に違反した場合は、それに伴って貴社が被った直接的損害を賠償致します。なお、その賠償方法については別途協議の上決定するものとします。
- 9 本誓約書の効力は、本誓約書提出日から生じ、貴社から得た秘密情報のすべてが当社の責めによらずに公知になるまで存続するものとします。
- 10 貴社との既存契約における機密保持に関する事項について、本誓約書と一致しない、または矛盾する記載がある場合は、本誓約書が優先して適用されるものとします。

以上